

登米市地域おこし協力隊活動支援業務仕様書

1 業務の目的

地域おこし協力隊の相談窓口の一本化を図り、隊員の育成、出口戦略及び人脈ネットワーク構築等の一元的な支援を行うことで、隊員の資質の向上と任期終了後の支援を行い、安定的な定住・定着を図る。

2 事業の名称

登米市地域おこし協力隊活動支援業務

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務委託上限額

1,481,000円（税抜） ※募集時に変更になる可能性があります。

5 業務内容

本市が任用している地域おこし協力隊4名（別表【令和8年度登米市地域おこし協力隊任用予定者一覧】）を対象とし、業務を行うための企画書及び報告書の作成方法や課題解決の思考などの隊員の育成支援、業務を行うにあたっての情報提供及び人脈づくりの支援や任期終了後の戦略及び実践に関する支援等を行う。なお、年度内において、協力隊員数に増減が生じた場合には、市及び受託者間で協議の上、契約内容の変更手続きを行うものとする。

別表【令和8年度登米市地域おこし協力隊任用予定者一覧】

	任用期間	人数	月数計	備考
1	令和8年4月1日～令和9年3月31日	1名	12月	移住・定住支援員(3年目)
2	令和8年4月1日～令和8年9月30日	2名	12月	木工芸支援員(3年目)
3	令和8年10月1日～令和9年3月31日	1名	6月	木工芸支援員(1年目)
	合計	4名	30月	

※木工芸支援員2名は、令和8年9月30日を以って期間満了で退任となるが、10月1日から新規隊員1名の任用を見込み、任用期間は令和9年3月31日までのため、月数計は18月とした。

(1) 隊員の育成支援

- ア 隊員の勤務地等において、業務の取組状況、課題等のヒアリングを実施すること。なお、ヒアリングは隊員1人につき、月1回以上実施するものとする。
- イ 隊員のスキルアップ等に繋がる研修を年1回以上行うこと。

- ウ 隊員の各種相談対応を行うこと。
- (2) 出口戦略構築・実践の支援
 - ア 隊員の起業及び就業に関する情報提供を行うこと。
 - イ 任期終了後に起業を希望する隊員に対し、個別相談等の対応を行ったうえで、起業に対するアドバイス等を行うこと。
 - ウ 任期終了後に就業を希望する隊員に対し、団体が所有するネットワーク等を活用し、希望する職種の企業等の紹介等を行うこと。
- (3) 人脈ネットワーク構築支援
 - ア 隊員の業務に必要な情報提供を行うこと。
 - イ 隊員の活動内容について、SNS等を活用し情報発信を行うこと。
- (4) 定期ミーティング（業務発表会）

各隊員の業務状況等について、情報共有を図りながら適切な業務が遂行されるよう、登米市役所内において、月1回以上定期ミーティングを実施すること。

また、当該年度の各隊員の活動を総括するものとして、年度末に活動発表会を実施すること。

6 その他運営上の要件

- (1) 実施体制

実施体制は、市の意図及び目的を十分理解したうえで必要な人員を配置するとともに業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 事業実施スケジュール（詳細事業計画書）及び月次活動計画書・報告書の作成

契約締結後、事業実施スケジュール（詳細事業計画書）及び月次活動計画書を作成し提出すること。また、翌月10日までに前月分の月次報告書を提出すること。
- (3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において業務完了報告書を作成し提出すること。
- (4) 整備が必要な書類及び帳簿等
 - ア 受託者は、業務に係る帳簿等を業務終了後5年間保存するものとする。
 - イ 受託者は、市からの求めがあった場合は、帳簿等を提出しなければならない。
- (5) 業務指示

業務の実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、常時、市と綿密な連絡を取りその指示に従うものとする。
- (6) 実施状況

市は必要に応じて業務の実施状況について調査し、又は受託者の報告を求めることが出来るものとする。
- (7) 再委託の制限

受託者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には業務の一部を委託することが出来るものとする。

(8) 秘密の保持

受託者が業務上で知り得た情報等を第三者に漏らしたり公言してはならないものとする。また、知り得た情報は本業務以外に使用してはならない。業務完了後も同様とする。

(9) 個人情報の取扱いについて

個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律」及び「登米市個人情報保護法施行条例（令和4年12月12日登米市条例第33号）」の趣旨を踏まえ、留意すること。

(10) 疑義

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、市と協議しその指示に従うものとする。

(11) 責任

業務の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、市に責任がある場合を除き、受託者の責任でこれを解決すること。また、速やかに市に連絡すること。